

「エコ JAPAN」

附則

1. 実施期日

この供給約款は、2023年8月1日から実施します。なお、料金の算定については、同年9月分の料金の算定期間から、この供給約款が適用されるものとします。

2. 標準周波数についての特別措置

- (1) この供給約款実施の際、現に次の区域内で標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給します。
新潟県佐渡市、妙高市及び糸魚川市ならびに群馬県の一部
- (2) この供給約款実施の際、現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給します。
長野県の一部

3. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ = 別表 1 (燃料費調整単価算出係数等) に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

基準燃料価格 X は別表 1 (燃料費調整単価算出係数等) に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間

毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。ただし、最低料金の定めがある場合については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表1（燃料費調整単価算出係数等）に定めるものとします。

4. 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）及びインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。ただし、最低料金の定めがある場合における最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記イにかかわらず、上記イによって再生可能エ

エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにそのことを取次店に申し出ていただきます。

5. 料金の算定

本則第12条（料金の算定）第3項にかかわらず、供給エリアが、北海道エリア、東北エリア、中国エリア、九州エリア及び沖縄エリアについては、電力量料金は、別表2（契約種別ごとの条件）に定める算定方法に従って算定されるものから、附則3（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

また、附則6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。

なお、取次店は、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を合計したものを燃料費等調整額として計算します。

6. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ = 別表6（離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等）に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。離島基準燃料価格Xは別表6（離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等）に定めるものとします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(\text{離島平均燃料価格} - X) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用します。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から	その年の6月の検針日から

4月30日までの期間	7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等）に定めるものとします。

別表（北海道エリア）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	α	0.1874
	β	0.0899
	γ	1.0036
基準燃料価格	X	80,800 円
基準単価 (1キロワット時につき)		17 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 契約種別ごとの条件

(1) 電灯契約

イ 契約電流が 10 アンペア以上、60 アンペア以下の場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合 10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当しかつ、b の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。
ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 50 ヘルツ

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- b 契約電流に応じて、当該電力会社の電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。
ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている

場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(二) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電流 10 アンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満である場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。
ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 50 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）に次の係数を乗じてえた値とします。
ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント

50 キロボルトアンペアをこえる部分につき

65 パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(2) 動力契約

(イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

- b 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

- b 周波数は以下のとおりとします。

標準周波数 50 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(二) 契約電力

- a 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値とします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量及び契約電力の算定方法に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものとします。

① 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

② (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電力1キロワットにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時につき、夏季に使用された電力量には料金単価に定めた夏季の電力量料金単価を適用し、その他季に使用された電力量には料金単価に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

(ヘ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30

6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換算容量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット)× 133.0 パーセン ト
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) ×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値とします
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過		2

	1.5 マイクロファラッド以下	
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

- イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$
- ロ イ以外の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) その他

- イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (ロ) (イ)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。

5. 契約容量及び契約電力の算定方法

2. 契約種別ごとの条件(1)電灯契約ロ(二)b, または(2)動力契約(二)b の場合の契約容量または契約電力は、次により算定します。

ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントとします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1/1,000$$
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

6. 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300 円
離島基準単価 (1キロワット時につき)		1 厘

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表（東北エリア）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	α	0.0259
	β	0.2563
	γ	0.8915
基準燃料価格	X	83,500円
基準単価 (1キロワット時につき)		19 銭 7 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 契約種別ごとの条件

(1) 電灯契約

イ 契約電流が 10 アンペア以上、60 アンペア以下の場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合 10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当しかつ、b の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。
ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 50 ヘルツ

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- b 契約電流に応じて、当該電力会社の電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。
ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(二) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電流 10 アンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満である場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 50 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）に次の係数を乗じてえた値とします。

ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量

は a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(2) 動力契約

(イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

b 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は以下のとおりとします。

標準周波数 50 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約電力

a 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値とします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量及び契約電力の算定方法に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものとします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
------------	---------------	-----------

	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電力1キロワットにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時につき、夏季に使用された電力量には料金単価に定めた夏季の電力量料金単価を適用し、その他季に使用された電力量には料金単価に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

(ヘ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140

15,000	180	350	180
--------	-----	-----	-----

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換算容量		出力(ワット) × 133.0 パーセン ト
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値とします
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11	
	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

- イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント
- ロ イ以外の場合
入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院
1差込口につき50ボルトアンペア
 - (ロ) (イ)以外の場合
1差込口につき100ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。

5. 契約容量及び契約電力の算定方法

2. 契約種別ごとの条件(1)電灯契約ロ(二)b, または(2)動力契約(二)bの場合の契約容量または契約電力は、次により算定します。

ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントとします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

6. 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300 円
離島基準単価 (1キロワット時につき)		1 厘

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表（東京エリア）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	α	0.0048
	β	0.3827
	γ	0.6584
基準燃料価格	X	86,100 円
基準単価 (1 キロワット時につき)		18 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 契約種別ごとの条件

(1) 電灯契約

イ 契約電流が 10 アンペア以上，60 アンペア以下の場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合 10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，a に該当しかつ，b の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，本小売電気事業者または当該電力会社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。
ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は，以下のとおりとします。

標準周波数 50 ヘルツ

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
- b 契約電流に応じて，当該電力会社の電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。
ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(二) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電流 10 アンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満である場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 50 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）に次の係数を乗じてえた値とします。

ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量

は a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(2) 動力契約

(イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

b 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は以下のとおりとします。

標準周波数 50 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約電力

a 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値とします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量及び契約電力の算定方法に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものとします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
------------	---------------	-----------

	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電力1キロワットにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時につき、夏季に使用された電力量には料金単価に定めた夏季の電力量料金単価を適用し、その他季に使用された電力量には料金単価に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

(ヘ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140

15,000	180	350	180
--------	-----	-----	-----

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換算容量		出力(ワット) × 133.0 パーセン ト
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値とします
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11	
	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

- イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント
- ロ イ以外の場合
入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院
1差込口につき50ボルトアンペア
 - (ロ) (イ)以外の場合
1差込口につき100ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。

5. 契約容量及び契約電力の算定方法

2. 契約種別ごとの条件(1)電灯契約ロ(二)b, または(2)動力契約(二)bの場合の契約容量または契約電力は、次により算定します。

ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントとします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

別表（中部エリア）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	α	0.0275
	β	0.4792
	γ	0.4275
基準燃料価格	X	45,900 円
基準単価 (1 キロワット時につき)		23 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 契約種別ごとの条件

(1) 電灯契約

イ 契約電流が 10 アンペア以上、60 アンペア以下の場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合 10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当しかつ、b の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。
ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- b 契約電流に応じて、当該電力会社の電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。
ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(二) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電流 10 アンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満である場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）に次の係数を乗じてえた値とします。

ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量

は a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(2) 動力契約

(イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

b 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(二) 契約電力

a 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値とします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量及び契約電力の算定方法に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものとします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント

	上記以外のもの入力につき	90 パーセント
--	--------------	----------

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電力1キロワットにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時につき、夏季に使用された電力量には料金単価に定めた夏季の電力量料金単価を適用し、その他季に使用された電力量には料金単価に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

(ヘ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換算容量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット)× 133.0 パーセン ト
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる

場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値とします
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下		19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

- イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$
- ロ イ以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) その他

- イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は, 実測した値を基準としてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって定めます。ただし, 特別の事情がある場合は, 定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし, かつ, 動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は, 動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については, 契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は, 次によって算定された値にもとづき, 契約負荷設備の総容量を算定します。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
 差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)とします。この場合, 最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
 電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校及び寺院
 1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (ロ) (イ)以外の場合
 1 差込口につき 100 ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は, 同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき, 契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。

5. 契約容量及び契約電力の算定方法

2. 契約種別ごとの条件(1)電灯契約ロ(二)b, または(2)動力契約(二)bの場合の契約容量または契約電力は, 次により算定します。

ただし, 契約電力を算定する場合は, 力率(100パーセントとします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1/1,000$$
 なお, 交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は, 200ボルトとします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

別表（北陸エリア）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	α	0.0415
	β	0.0745
	γ	1.2499
基準燃料価格	X	79,800 円
基準単価 (1 キロワット時につき)		16 銭 5 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 契約種別ごとの条件

(1) 電灯契約

イ 契約電流が 10 アンペア以上，60 アンペア以下の場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合 10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，a に該当しかつ，b の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，本小売電気事業者または当該電力会社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。
ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は，以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
- b 契約電流に応じて，当該電力会社の電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。
ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(二) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電流 10 アンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満である場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）に次の係数を乗じてえた値とします。

ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量

は a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(2) 動力契約

(イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

b 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約電力

a 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の (a) の係数を乗じてえた値の合計に (b) の係数を乗じてえた値とします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量及び契約電力の算定方法に準じて算定し、(b) の係数を乗じないものとします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
------------	---------------	-----------

	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電力1キロワットにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時につき、夏季に使用された電力量には料金単価に定めた夏季の電力量料金単価を適用し、その他季に使用された電力量には料金単価に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

(ヘ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140

15,000	180	350	180
--------	-----	-----	-----

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換算容量		出力(ワット) × 133.0 パーセン ト
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値とします
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下		19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

- イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント
- ロ イ以外の場合
入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院
1差込口につき50ボルトアンペア
 - (ロ) (イ)以外の場合
1差込口につき100ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。

5. 契約容量及び契約電力の算定方法

2. 契約種別ごとの条件(1)電灯契約ロ(二)b, または(2)動力契約(二)bの場合の契約容量または契約電力は、次により算定します。

ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントとします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

別表（関西エリア）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項 目		値	
係 数	α	0.0140	
	β	0.3483	
	γ	0.7227	
基準燃料価格	X	27,100 円	
基準単価	2. 契約種別ごとの条件(1) 電灯契約イの場合		
	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
	上記以外の場合		
	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘	

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 契約種別ごとの条件

(1) 電灯契約

イ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満の場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって行います。

(ニ) 料金の算定方法

a 最低料金

最低料金は、1 契約につき、下記（ホ）に定める最低料金適用電力量までは、料金単価に定めた最低料金単価を適用し算定します。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いた電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(ホ) 最低料金適用電力量

1 契約につき最初の 15 キロワット時となります。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満である場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとし、次に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(2) 動力契約

(イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- b 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。
ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は以下のとおりとします。
標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約電力

- a 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値とします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量及び契約電力の算定方法に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものとします。

- (a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
------------	---------------	-----------

	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電力1キロワットにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時につき、夏季に使用された電力量には料金単価に定めた夏季の電力量料金単価を適用し、その他季に使用された電力量には料金単価に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

(へ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140

15,000	180	350	180
--------	-----	-----	-----

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換算容量		出力(ワット) × 133.0 パーセン ト
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値とします
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11	
	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定します。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) (1)により、契約負荷設備の総容量を算定することが不相当と認められる場合は、以下の表による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものとします。この場合、多灯式けい光灯は管数にかかわらず1灯とし、コンセント、分岐ソケット及びテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入します。

ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定します。

(単位：キロボルトアンペア)

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
以下 10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2

24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3

308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

5. 契約容量及び契約電力の算定方法

2. 契約種別ごとの条件(1)電灯契約ロ(二)b, または(2)動力契約(二)b の場合の契約容量または契約電力は, 次により算定します。

ただし, 契約電力を算定する場合は, 力率(100パーセントとします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1,000

なお, 交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は, 200ボルトとします。

- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1,000

別表（中国エリア）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項 目		値	
係 数	α	0.0406	
	β	0.0992	
	γ	1.1994	
基準燃料価格		X	80,300 円
基準単価	2. 契約種別ごとの条件(1) 電灯契約イの場合		
	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 18 銭 5 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	21 銭 2 厘
	上記以外の場合		
	1 キロワット時につき	21 銭 2 厘	

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 契約種別ごとの条件

(1) 電灯契約

イ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満の場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって行います。

(ニ) 料金の算定方法

- a 最低料金
最低料金は、1 契約につき、下記（ホ）に定める最低料金適用電力量までは、料金単価に定めた最低料金単価を適用し算定します。
- b 電力量料金
電力量料金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いた電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(ホ) 最低料金適用電力量

1 契約につき最初の 15 キロワット時となります。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満である場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとし、次に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約

電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(2) 動力契約

(イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

b 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、a に該当し、かつ、b の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(二) 契約電力

a 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値とします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量及び契約電力の算定方法に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものとします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電力1キロワットにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時につき、夏季に使用された電力量には料金単価に定めた夏季の電力量料金単価を適用し、その他季に使用された電力量には料金単価に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

(ヘ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換算容量		出力(ワット) × 133.0 パーセン ト
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値とします
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

- イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント
- ロ イ以外の場合
入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院
1差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (ロ) (イ)以外の場合
1差込口につき 100 ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。

5. 契約容量及び契約電力の算定方法

2. 契約種別ごとの条件(1)電灯契約ロ(二)b, または(2)動力契約(二)bの場合の契約容量または契約電力は、次により算定します。

ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントとします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

6. 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項 目		値	
係 数	α	1.0000	
	β	0.0000	
	γ	0.0000	
離島基準燃料価格		X	79,300 円
離島基準単価	2. 契約種別ごとの条件(1) 電灯契約イの場合		
	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 銭 7 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 厘
	上記以外の場合		
	1 キロワット時につき	1 厘	

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表（四国エリア）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項 目		値	
係 数	α	0.0875	
	β	0.0770	
	γ	1.1770	
基準燃料価格	X	80,000 円	
基準単価	2. 契約種別ごとの条件(1) 電灯契約イの場合		
	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 69 銭 4 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15 銭 4 厘
	上記以外の場合		
	1 キロワット時につき	15 銭 4 厘	

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 契約種別ごとの条件

(1) 電灯契約

イ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満の場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって行います。

(ニ) 料金の算定方法

- a 最低料金
最低料金は、1 契約につき、下記（ホ）に定める最低料金適用電力量までは、料金単価に定めた最低料金単価を適用し算定します。
- b 電力量料金
電力量料金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いた電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(ホ) 最低料金適用電力量

1 契約につき最初の 11 キロワット時となります。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満である場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約

電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

- a 基本料金
基本料金は、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。
- b 電力量料金
電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(2) 動力契約

(イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- b 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。
ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は以下のとおりとします。
標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(二) 契約電力

- a 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値とします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量及び契約電力の算定方法に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものとします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電力1キロワットにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時につき、夏季に使用された電力量には料金単価に定めた夏季の電力量料金単価を適用し、その他季に使用された電力量には料金単価に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

(ヘ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ	換算容量

(ミリメートル)	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット)× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる

場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値とします
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下		19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

- イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント
- ロ イ以外の場合
入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は, 実測した値を基準としてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって定めます。ただし, 特別の事情がある場合は, 定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし, かつ, 動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は, 動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については, 契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は, 次によって算定された値にもとづき, 契約負荷設備の総容量を算定します。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)とします。この場合, 最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校及び寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (ロ) (イ)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は, 同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき, 契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。

5. 契約容量及び契約電力の算定方法

2. 契約種別ごとの条件(1)電灯契約ロ(二)b, または(2)動力契約(二)bの場合の契約容量または契約電力は, 次により算定します。

ただし, 契約電力を算定する場合は, 力率(100パーセントとします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000
なお, 交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は, 200ボルトとします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

別表（九州エリア）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	α	0.0053
	β	0.1861
	γ	1.0757
基準燃料価格	X	27,400 円
基準単価 (1 キロワット時につき)		13 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 契約種別ごとの条件

(1) 電灯契約

イ 契約電流が 10 アンペア以上，60 アンペア以下の場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合 10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，a に該当しかつ，b の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，本小売電気事業者または当該電力会社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。
ただし，技術上やむをえない場合には，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は，以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
- b 契約電流に応じて，当該電力会社の電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。
ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(二) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電流 10 アンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満である場合

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）に次の係数を乗じてえた値とします。

ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力

の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(2) 動力契約

(イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

b 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約電力

a 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値とします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量及び契約電力の算定方法に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものとします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント

	上記以外のものの入力につき	90 パーセント
--	---------------	----------

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量及び契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電力1キロワットにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時につき、夏季に使用された電力量には料金単価に定めた夏季の電力量料金単価を適用し、その他季に使用された電力量には料金単価に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

(ヘ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換算容量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット)× 133.0 パーセン ト
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値とします
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下		19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

- イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント
- ロ イ以外の場合
入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (ロ) (イ)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。

5. 契約容量及び契約電力の算定方法

2. 契約種別ごとの条件(1)電灯契約ロ(二)b, または(2)動力契約(二)b の場合の契約容量または契約電力は、次により算定します。

ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントとします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

6. 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300 円
離島基準単価 (1キロワット時につき)		3 厘

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表（沖縄エリア）

1. 燃料費調整単価算出係数等

項 目		値	
係 数	α	0.0065	
	β	0.1632	
	γ	1.1152	
基準燃料価格		X	81,500 円
基準単価	2. 契約種別ごとの条件(1) 電灯契約の場合		
	最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2 円 72 銭 8 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	27 銭 3 厘
	上記以外の場合		
	1 キロワット時につき	27 銭 3 厘	

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 契約種別ごとの条件

(1) 電灯契約

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 電灯または小型機器の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別な事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。）が 50 キロワット未満であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、a によって算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社及び当該電力会社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- a 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、供給電気方式及び供給電圧を交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(二) 料金の算定方法

a 最低料金

最低料金は、1 契約につき下記 (ホ) に定める最低料金適用電力量までは、料金単価に定めた最低料金単価を適用し算定します。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いた電力量 1 キロワット時につき、料金単価に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(ホ) 最低料金適用電力量

1 契約につき最初の 10 キロワット時となります。

(2) 動力契約

(イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

b 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から本小売電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、a に該当し、かつ、b の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、本小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

a 供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。

ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

b 周波数は以下のとおりとします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(二) 契約電力

a 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の (a) の係数を乗じてえた値の合計に (b) の係数を乗じてえた値とします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量及び契約電力の算定方法に準じて算定し、(b) の係数を乗じないものとします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(b) (a) によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約電力の算定方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
 なお、取次店及び本小売電気事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(ホ) 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、契約電力1キロワットにつき、料金単価に定めた基本料金単価を適用し算定します。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時につき、夏季に使用された電力量には料金単価に定めた夏季の電力量料金単価を適用し、その他季に使用された電力量には料金単価に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

(ヘ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ	換算容量
------	------

(ミリメートル)	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット)× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる

場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値とします
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下		19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

- イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント
- ロ イ以外の場合
入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと取次店及び本小売電気事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象としません。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (ロ) (イ)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。

5. 契約電力の算定方法

2. 契約種別ごとの条件(2)動力契約(二)bの場合の契約電力は、次により算定します。
ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントとします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

6. 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項 目		値	
係 数	α	1.0000	
	β	0.0000	
	γ	0.0000	
離島基準燃料価格		X	79,300 円
離島基準単価	2. 契約種別ごとの条件(1) 電灯契約の場合		
	最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	26 銭 4 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	2 銭 6 厘
	上記以外の場合		
	1 キロワット時につき	2 銭 6 厘	

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。

以上

2023年8月1日
日本通信機器株式会社